

熊本県森林組合合併支援事業完了検査要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林組合合併支援事業（以下「事業」という。）に対する補助金の交付の適正化を図るため、熊本県森林組合合併支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第5の2に基づき、事業の検査について必要な事項を定めるものである。

(完了検査)

第2 知事は、事業の完了を検査するために完了検査員（以下「検査員」という。）を任命するものとする。
2 完了検査は、くま中央森林組合合併推進協議会、または人吉市森林組合・中球磨森林組合・山江村森林組合の新設合併組合（以下「補助事業者」という。）から実績報告書を受領した後、速やかに行うものとする。

(検査員)

第3 検査員は、次の各号の職責にある者の中から選定する。但し、事業担当者以外の者とする。
(1) 団体支援課 課長補佐
(2) 団体支援課 主幹
(3) 前各号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認めて命じた職員

(検査通知)

第4 完了検査を行うときは、補助事業者にあらかじめ、検査を実施する日時等必要な事項を通知するものとする。但し、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(検査立会)

第5 完了検査の際は、補助事業者の代表者または代表者の委任を受けた者を立ち合わせるものとする。

(検査の方法)

第6 検査員は、実施要領第5の3に定める書類及び整備した施設等の現物確認をもって検査を行うものとする。

(検査結果の復命)

第7 検査員は、完了検査が終了したときは、「森林組合合併支援事業完了検査復命書」（以下「検査復命書」という。）（別記第1号様式）によって、検査結果の復命を知事に行うものとする。

(是正指導)

第8 検査員は、事業の執行状況並びに整備した施設等を検査し、是正する必要がある場合は、適正な指導を行うものとし、指導の概要を完了検査調書（別記第2号様式）に明記するものとする。

(検査結果の通知)

第9 検査員は、第7による復命の後、補助事業者に対し、完了検査調書をもって検査結果を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年度 森林組合合併支援事業(森林組合合併推進事業・森林組合合併施設整備事業) 完了検査

検査員任命伺							平成 年 月 日
任命 決裁	団体支援課長 課長補佐 (農林団体指導班長)	審議員 主 幹	参 事 班 員				起案者
	下記事業の完了検査をすることとし、右のとおり検査員を命じてよろしいか。						
任命年月日		平成 年 月 日		検査員			
検査復命書							
復命 決裁	団体支援課長 課長補佐 (農林団体指導班長)	審議員 主 幹	参 事 班 員				起案者
	上記事業の完了検査をしまして、別添完了検査調書のとおり適正に実施されたことを確認しました(是正指導を行いました)ので復命します。						
事業費	円	事業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	完了検査年月日	平成 年 月 日		
補助事業者	立 会 人		県： 事業実施主体：				
熊本県知事 様							
平成 年 月 日							検査員
Ⓜ							

完了検査調書

事業名	平成 年度 森林組合合併支援事業 (森林組合合併推進事業・森林組合合併施設整備事業)		
補助事業者			
計画承認年月日	平成	年	月 日
補助金交付申請年月日	平成	年	月 日
交付決定前着手報告年月日	平成	年	月 日
補助金交付決定年月日	平成	年	月 日
事業着手年月日	平成	年	月 日
事業完了年月日	平成	年	月 日
完了検査年月日	平成	年	月 日
検査立会人	県： 事業実施主体：		
1 事業内容			
(1) 事業費		円	
(2) 補助金		円	
(3) 負担金		円	
2 事業費内訳			
支出区分	執行額 (円)	備考	
計			
3 検査所見			
事業の実施及び経費の支出状況について関係帳簿、書類を検査したところ、適正に実施していると認められる。			
平成 年 月 日			
検査員職氏名			(印)

※是正指導を行った場合は、別様として指導内容の概要等を記載し添付する。